

愛知県教育委員会特別支援教育課

(趣旨)

第1条 愛知県立特別支援学校（以下「学校」という。）において、日常的に吸引、経管栄養、導尿その他医療的な生活援助行為（以下「医療的ケア」という。）を必要とする幼児児童生徒の、自立の促進、健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図ることを目的として、学校に配置される技師、主任、主査（看護師）及び愛知県立特別支援学校非常勤看護師（以下「看護師」という。）による医療的ケアを実施することを目的とする。

(医療的ケアの内容)

第2条 学校で実施する医療的ケアは、痰の吸引、経管栄養、導尿及び「愛知県特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」で協議・承認され校長が認めた行為とする。

2 医療的ケアは、医療機関としてのケアではなく、教育機関での支援として実施する。

(対象幼児児童生徒)

第3条 医療的ケアの対象幼児児童生徒は、学校に通学している日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒のうち、当該保護者から医療的ケア実施の申請があり、校長が医療的ケアの実施を決定した者（以下「当該幼児児童生徒」という。）に限る。

(看護師の職務等)

第4条 看護師の職務、任用等については別に定める。

(指導医の派遣)

第5条 学校で実施する医療的ケアを安全かつ円滑に行うため、小児科医等を医療的ケアに関する指導医（以下「指導医」という）として学校に派遣する。

2 指導医の職務、委嘱等については別に定める。

(医療的ケア校内検討委員会の設置)

第6条 校長は、医療的ケアを円滑に実施するため、学校に医療的ケア校内検討委員会（以下「校内委員会」という。）を置く。

2 校内委員会の委員は、校長、教頭、学校医、看護師、事務長、部主事、保健主事、養護教諭、担任教諭その他校長が必要と認めた者とする。

(実施体制)

第7条 校長は、医療的ケアの実施にあたり、あらかじめ学校における医療的ケア実施要項を定める。

2 医療的ケアの実施及びその内容については、保護者からの申請に基づき、校内委員会で協議の上、校長が決定する。

3 校長は、校内の適切な場所に看護師の執務場所を設けるとともに、看護師が円滑に医療的ケアを実施できる環境整備に努める。

4 校内委員会は、医療的ケアの実施にあたり、保護者、主治医、指導医、医療機関及び愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）との連絡調整等を行う。

- 5 関係職員（看護師、担任教諭及び養護教諭等）は互いの連携を密にし、当該幼児児童生徒の日常の健康状態を十分把握する。
- 6 看護師は、必要に応じて主治医の指導・助言を受ける。
- 7 校長は、緊急時の対応について、事前に医療機関との連携体制の整備を図る。

（実施決定の手順）

第8条 医療的ケアの実施は、次の手順により決定する。

- (1) 学校は、通学している幼児児童生徒の保護者に対して、医療的ケアの内容、実施体制等について事前に説明する。
- (2) 医療的ケアの実施を希望する保護者は、主治医の診療情報提供書に付した指示書を添えて、校長に申請する。
- (3) 保護者は、主治医が作成した「診療情報提供書（適宜の様式）」を学校を通じて指導医に提出する。
- (4) 校長は、保護者からの申請について学校医及び指導医に医療的ケアの実施について相談し、校内委員会で協議の上、医療的ケアの試行の実施について決定し、保護者に通知する。
- (5) 校長は、(4)において試行の実施についての決定が困難な場合は、教育委員会に意見を求めることができる。
- (6) 校長は、医療的ケアに関して、主治医又は指導医に看護師の指導を依頼する。
- (7) 学校は、主治医の指示書及び指導医の指導のもとに個別マニュアルを作成する。看護師は保護者、担任教諭、養護教諭とともに主治医の研修を受ける。ただし、前年度から引き続き任用された看護師については、当該幼児児童生徒の状態やケアの内容に変更がない場合は、この限りではない。
- (8) 看護師は、学校において保護者の立ち会いのもとに、当該幼児児童生徒に対する医療的ケアを試行する。ただし、前年度から引き続き任用された看護師については、当該幼児児童生徒の状態やケアの内容に変更がない場合は、この限りではない。
- (9) 校長は、試行状況を確認し、校内委員会で協議の上、最終的な実施の可否を決定し、その結果を保護者に通知する。
- (10) 保護者は、実施可能の通知を受けた後、校長に医療的ケア実施について同意書を提出する。
- (11) 校長は、保護者の同意が得られた場合、看護師に医療的ケアの実施を命ずる。

（医療的ケアの実施）

第9条 保護者は、当該幼児児童生徒の医療的ケア実施日には、医療的ケア実施の可否を判断し、連絡票に必要事項を記入の上、登校時に担任教諭若しくは看護師又は養護教諭に提出する。

- 2 看護師は、当該幼児児童生徒の連絡票を確認し、医療的ケアを実施する前に健康状態に異常があると思われる場合は、保護者に連絡して指示を受ける。
- 3 看護師は、個別マニュアルに基づき医療的ケアを実施するとともに、実施後は連絡票に必要事項を記入の上、保護者に返却し、また、その写しを保存する。保存年限は愛知県教育委員会行政文書管理規定による。
- 4 看護師は、医療的ケアの実施中に異状が認められたときは、状況に応じて医療的ケアを中止する。

（医療的ケア連絡協議会の設置）

第10条 教育委員会は、学校で実施される医療的ケアを安全かつ円滑に実施するため、教育委員会、愛知県福祉局福祉部、愛知県立特別支援学校、市立特別支援学校、愛知県医師会、医療機関等の関係者で構成された「愛知県特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」を設置する。

- 2 前項の連絡協議会の設置に関する事項は別に定める。

（教育委員会への報告）

第11条 校長は、各学期の終了後すみやかに、当該学期までの医療的ケアの実施状況について、医療的ケア実施状況報告書（様式1）により、教育委員会に報告する。

2 校長は、学校で新たに医療的ケア実施要項を定めた場合又は医療的ケア実施要項を改正した場合は、すみやかに医療的ケア実施要項を教育委員会に提出する。

（経費の負担）

第12条 主治医の指示書、主治医の看護師に対する指導等に係る費用及び文書料が生じる場合は、保護者が負担する。また、医療的ケアの実施に必要な器具等については、保護者が学校に持参する。

（実施細則）

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。